

第3章

基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

1. 計画の目指すもの

基本理念

「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」

平成20年3月に越谷市地域福祉計画が策定されてから、これまでの間、少子高齢化の進展、単身世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、地域における生活環境が変化しています。

本市では、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を基本理念に、地域の人たちが互いに支え合い、生活課題に対して共に考え行動していくための福祉のまちづくりに取り組んできました。

第2次越谷市地域福祉計画の策定にあたって実施した「市民・団体意識調査」の結果を見ると、毎日の暮らしの中で抱えている、「困りごと」「心配ごと」「気にかかること」を解決するためには、地域の支え合い、助け合いのさらなる取り組みが必要であることが分かりました。

この結果から、第2次越谷市地域福祉計画（改定版）においても、これまでの基本理念及び地域福祉の将来像を基本的に踏襲することとし、市民一人ひとりが地域で支える役割を担い、市民相互のきずなと信頼を深めることによって、地域の活動をより活発化させ地域力を高めていくことを目指します。

そして、このような人と人との「つながり」「支え合い」の仕組みづくりを進めることにより、すべての市民が「いきいきと暮らせる福祉のまち」を実現していきます。

【実現を目指すまち】の視点

①助け合い仲間が増えるまち

地域の支え合いを盛りたてる主役は住民、活動の基盤整備は行政と、役割を明確にし、互いに必要なところは協力する協働のまちを目指します。

また、ご近所など身近な人とのあいさつ・会話・交流があり、誰もが地域の活動やネットワークに参加できるまちを目指します。

②誰もが自立して暮らせるまち

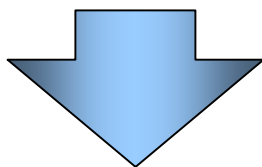
一人ひとりが自立した生活を送ることができる仕組みがあり、しかも互いに自らの得意なこと・できることで助け合うまちを目指します。

③お互いを思いやり支え合うまち

自らの関心のある趣味や活動に取り組む喜びや、仲間とのふれあいを通じ、誰もが生きがいを持ってハリのある生活を送れるまちを目指します。

④安全で安心なまち

困りごとが起きた時や災害時など、いざというときに安心なまちを目指します。



越谷市の地域福祉の将来像

地域の新たな支え合い
～ いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷 ～

2. 計画の基本目標と基本方針

地域福祉計画の理念の実現のため、地域福祉を推進していくための基本的な方向性として、5つの基本目標と14の基本方針を設定します。

基本目標 1 みんなが地域福祉に関心をもち、参画しましょう

- 基本方針 1-1 住民一人ひとりの参画と協力の促進
- 基本方針 1-2 NPO・ボランティア等の活動促進

基本目標 2 誰もが必要な支援を受けられるようにしましょう

- 基本方針 2-1 ニーズの的確な把握
- 基本方針 2-2 相談支援体制の充実
- 基本方針 2-3 福祉サービスの質の向上
- 基本方針 2-4 個人の権利を守る仕組みの充実

基本目標 3 さまざまな福祉サービスの担い手を増やしましょう

- 基本方針 3-1 サービスを担う人材の裾野の拡大
- 基本方針 3-2 個人の技や知恵を地域に活かす工夫
- 基本方針 3-3 コミュニティ・ビジネスや地域での自立した生活の支援

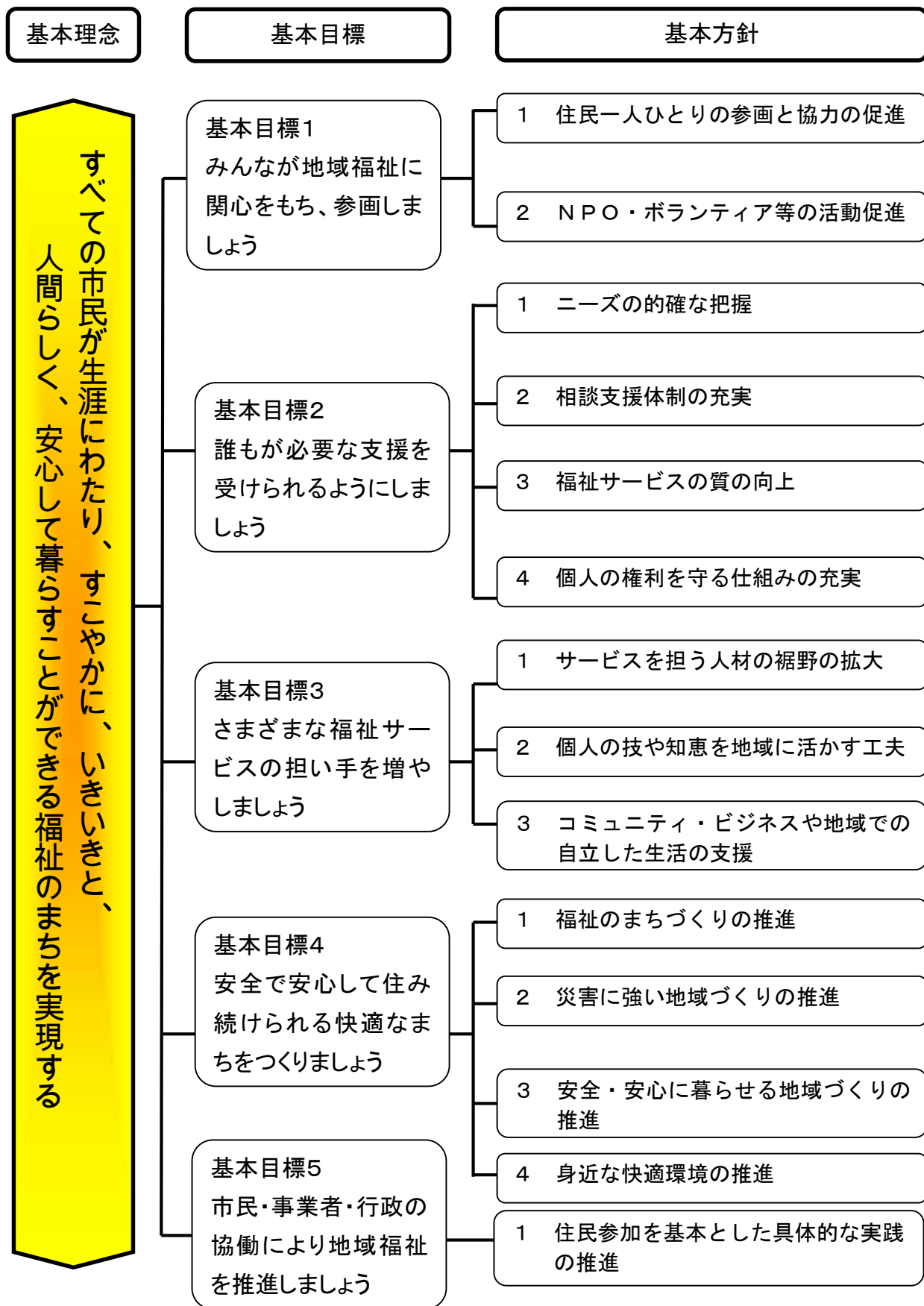
基本目標 4 安全で安心して住み続けられる快適なまちをつくりましょう

- 基本方針 4-1 福祉のまちづくりの推進
- 基本方針 4-2 災害に強い地域づくりの推進
- 基本方針 4-3 安全・安心に暮らせる地域づくりの推進
- 基本方針 4-4 身近な快適環境の推進

基本目標 5 市民・事業者・行政の協働により地域福祉を推進しましょう

- 基本方針 5-1 住民参加を基本とした具体的な実践の推進

3. 計画の施策体系



施 策

- | | |
|-------|--------------------|
| 1-1-1 | 住民同士の交流の促進 |
| 1-1-2 | 自分らしい暮らしを支える仕組みの整備 |
| 1-1-3 | 福祉教育の充実 |

- | | |
|-------|-------------------------|
| 1-2-1 | 活動・参加の機会の提供づくり（きっかけづくり） |
| 1-2-2 | 地域の福祉資源や活動の情報・拠点提供の充実 |
| 1-2-3 | 地域福祉活動を推進する仕組みの整備 |

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 2-1-1 | 地域の福祉ニーズの調査・把握 |
| 2-1-2 | 孤立、虐待、ひきこもり等の要支援者を発見する機能の充実 |

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 2-2-1 | 福祉サービスの利用に関する情報提供・相談支援体制の整備 |
| 2-2-2 | ケアマネジメント体制の充実 |
| 2-2-3 | 緊急事態への対応 |

- | | |
|-------|------------------------|
| 2-3-1 | サービスの質を高める専門的人材の確保 |
| 2-3-2 | 利用者の適切なサービス選択に役立つ情報の提供 |
| 2-3-3 | 利用者の権利を守る仕組みの整備 |

- | | |
|-------|----------------|
| 2-4-1 | 個人の尊厳を守る仕組みの整備 |
|-------|----------------|

- | | |
|-------|-----------------------|
| 3-1-1 | 市の講座や研修等の受講生の登録と活用の促進 |
| 3-1-2 | 参加しやすい地域貢献の仕組み検討 |
| 3-1-3 | 多様な働き方の推進 |

- | | |
|-------|-------------|
| 3-2-1 | 人材バンクの設置 |
| 3-2-2 | 退職者の地域活躍の促進 |

- | | |
|-------|---------------------|
| 3-3-1 | コミュニティ・ビジネスや福祉起業の支援 |
| 3-3-2 | サービス参入・新規開拓のコーディネート |
| 3-3-3 | 高齢者や障がい者等の就労機会の確保 |

- | | |
|-------|-----------------|
| 4-1-1 | バリアフリーのまちづくりの促進 |
| 4-1-2 | 移動支援の充実 |

- | | |
|-------|----------------------|
| 4-2-1 | 防災意識の高揚と日常からの取り組みの推進 |
| 4-2-2 | 地域防災活動の推進 |
| 4-2-3 | 災害時要援護者支援策の推進 |

- | | |
|-------|------------------|
| 4-3-1 | 地域防犯・交通安全対策の強化 |
| 4-3-2 | 地域に住み続けられる住環境の整備 |

- | | |
|-------|----------------|
| 4-4-1 | 身近な環境の保全・美化の推進 |
|-------|----------------|

- | | |
|-------|------------------|
| 5-1-1 | 計画の進行管理 |
| 5-1-2 | 地域で支え合う仕組みづくりの推進 |

4. 重点施策

◆地域で支え合う仕組みづくり

～地域全体で支え合う福祉の実現のために～

人と人が「つながり」「支え合い」の地域福祉を推進するためには、市民や市民活動団体、関係機関・団体、行政、社会福祉協議会などが互いに協力し合うことが必要です。

地域のつながりを深めるためには、「住民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（共助）」「行政の責任による公的支援（公助）」の3つの取り組みが重要であり、地域福祉を進める大きな力となります。

地域における生活環境は変化しており、これまで家族や地域で解決していた問題も、社会的な支援がなくては解決が難しい時代となりつつあります。また、「孤立死」という事案も発生しており、地域で安心した生活を送るためには「要援護者をもれなく把握する仕組み」や「もれない支援体制づくり」など、社会的に孤立を防止する対策が必要となってきました。

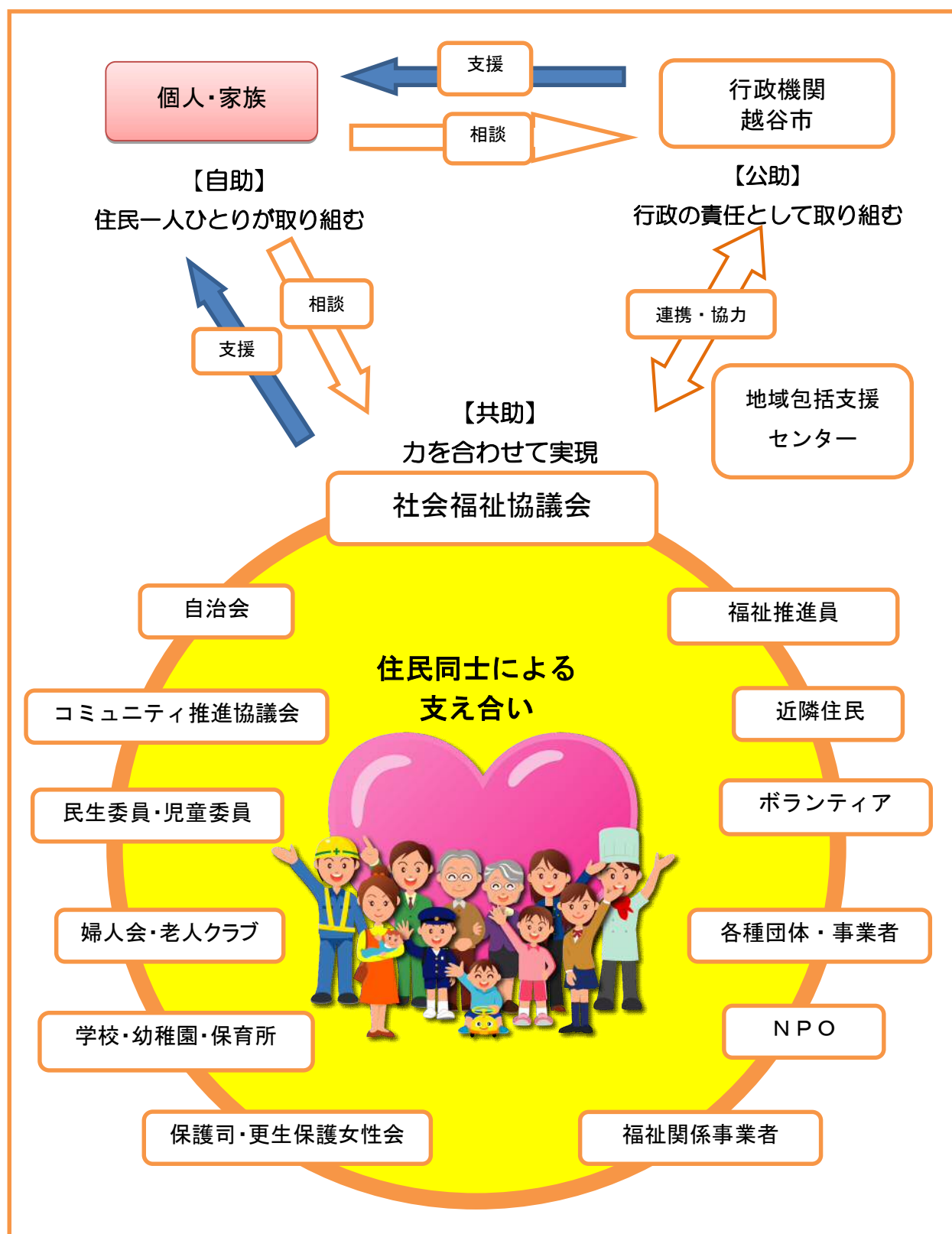
これらの問題や課題を解決するためには、まずは個人サービスを提供する事業者等と、地域において相談・支援などを行う団体等とが連携し、市との協働で支援するさらなる仕組みづくりが必要です

そこで、地域における福祉活動をより活性化させて地域力を高めるために、「地域で支え合う仕組み（地域福祉ネットワーク）づくり」と、それを進める事業を第2次越谷市地域福祉計画の重点施策として位置づけることとしました。

第2次越谷市地域福祉計画（改定版）でも、この仕組みにおいて地域で福祉活動をする団体等への参加の働きかけや、それぞれの団体等が有する既存のネットワーク間の連携をなお一層強化することにより、地域福祉を推進していきます。

また、地域福祉を推進する団体として位置づけられている社会福祉協議会は、市と連携・協力しながら、地域における福祉活動をより活性化するための必要なサービスの提供や、地域住民・団体等が活動しやすい環境づくりを進めていきます。

図表 21 地域で支え合う仕組み（地域福祉ネットワーク）のイメージ



(参考) 各部門計画におけるネットワークの必要性

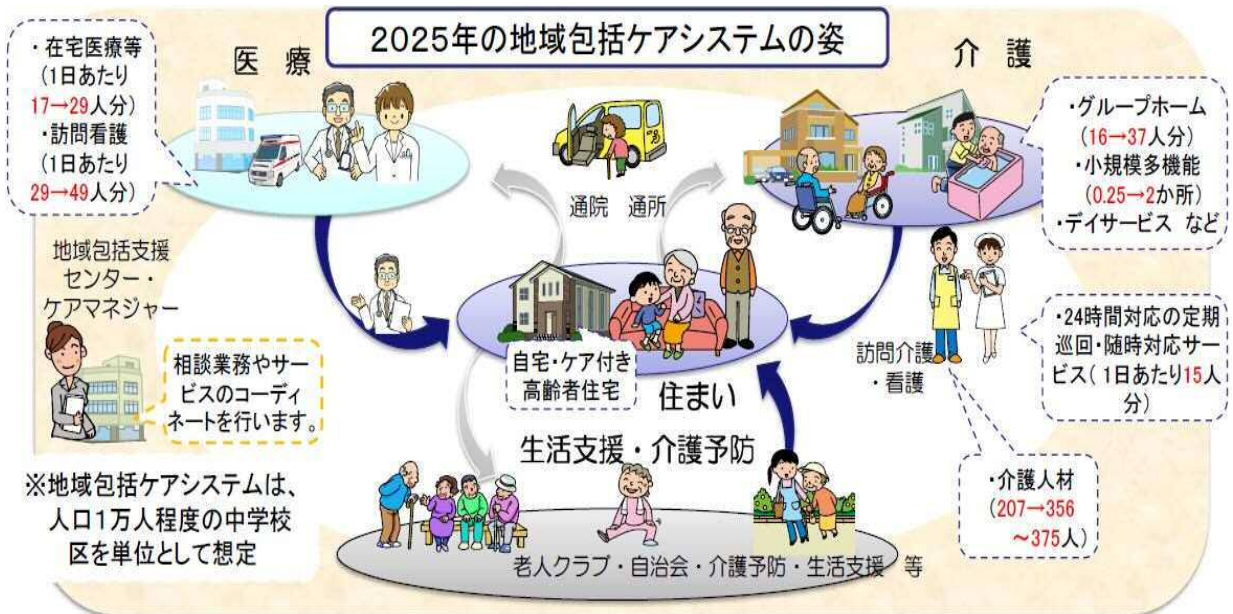
高齢、障がい、子育て、防災など各部門計画においては、それぞれの計画の目標を達成していく上で、地域で支え合う力を高める観点から、関係組織・団体、保健医療関係者、事業者、企業等と連携した地域ネットワークの推進、強化が個別計画においても必要とされています。

○越谷市地域包括ケアの実現

地域包括ケアは、在宅医療と介護の連携強化、介護サービスの充実、介護予防の推進、多様な生活支援サービスの確保、高齢者の住まいの整備が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供していく仕組みです。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、各市町村が地域の実情を踏まえ、取り組んでいます。

本市では、地域の要援護者の早期発見や早期対応を目的とした見守りネットワークの構築などを通じて、地域包括支援センターが中心となり、民生委員・児童委員や自治会、福祉推進員等のほか、関係事業者や地域の団体との連携を図ってきました。また、平成27年度の介護保険制度改正を踏まえ、地域の関係者の連携強化や地域課題の共有や解決などを目的とした地域ケア会議の実施、地域住民による生活支援の取り組みへの支援として、実施団体の情報共有や意見交換を行う協議体の設置など、地域住民が主体となる取り組みの推進に努めてきました。

今後、これらの事業を通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じたサービスや支援の提供体制の構築に取り組んでいきます。



資料：社会保障・税一体改革関係5大臣会合(平成23年12月30日)厚生労働大臣提出資料より抜粋

○災害時要援護者避難支援制度の充実

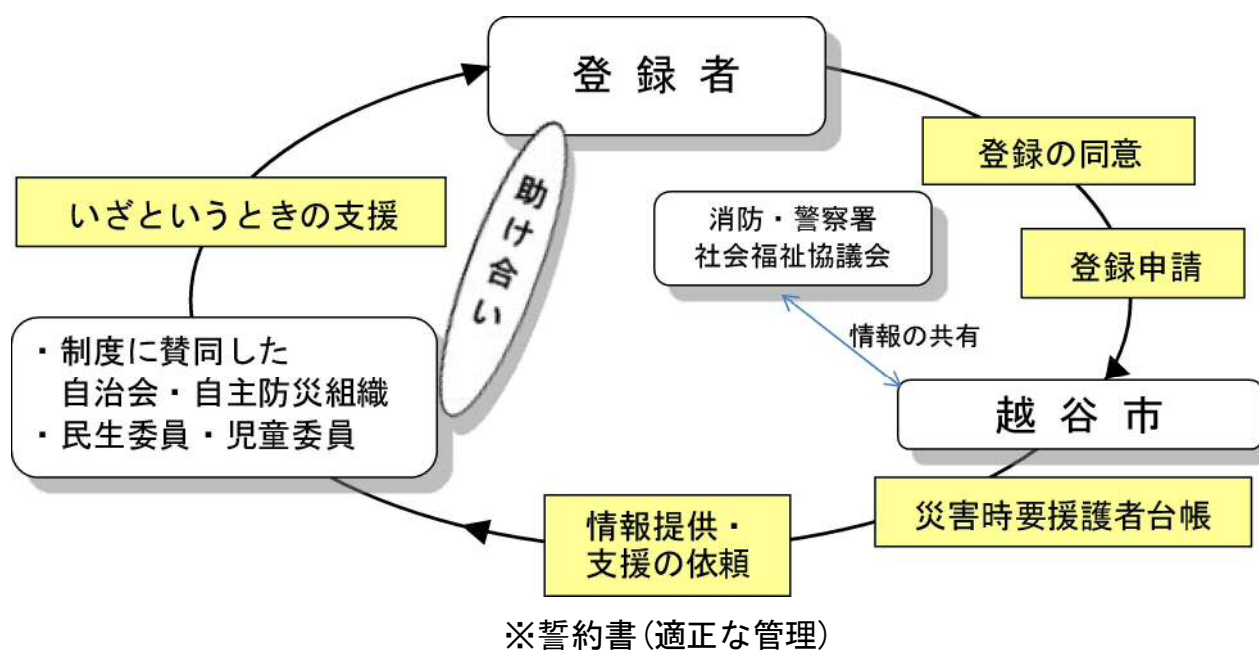
災害時には、高齢者や障がい者などのうち、自らの力で避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方の把握が必要となります。

また、災害の状況によっては、市や消防などの行政の対応能力が十分機能しないことが想定されることから、地域での住民相互の助け合いが重要となります。

本市では、災害時要援護者避難支援制度を策定し、登録申請のあった支援を必要とする方の台帳を作成するとともに、あらかじめ市と制度に賛同した自治会や自主防災組織、近隣住民、民生委員・児童委員などの避難支援者が情報を共有しておくことで、災害が発生した際、地域の方々が中心となって支援を必要とする方の安否確認や情報伝達、避難誘導などの避難支援を行う制度を推進しています。

引き続き、地域での支援体制等の充実を図り、災害に強い地域づくりを推進します。

■図表 22 災害時要援護者避難支援制度の概要



資料:危機管理課

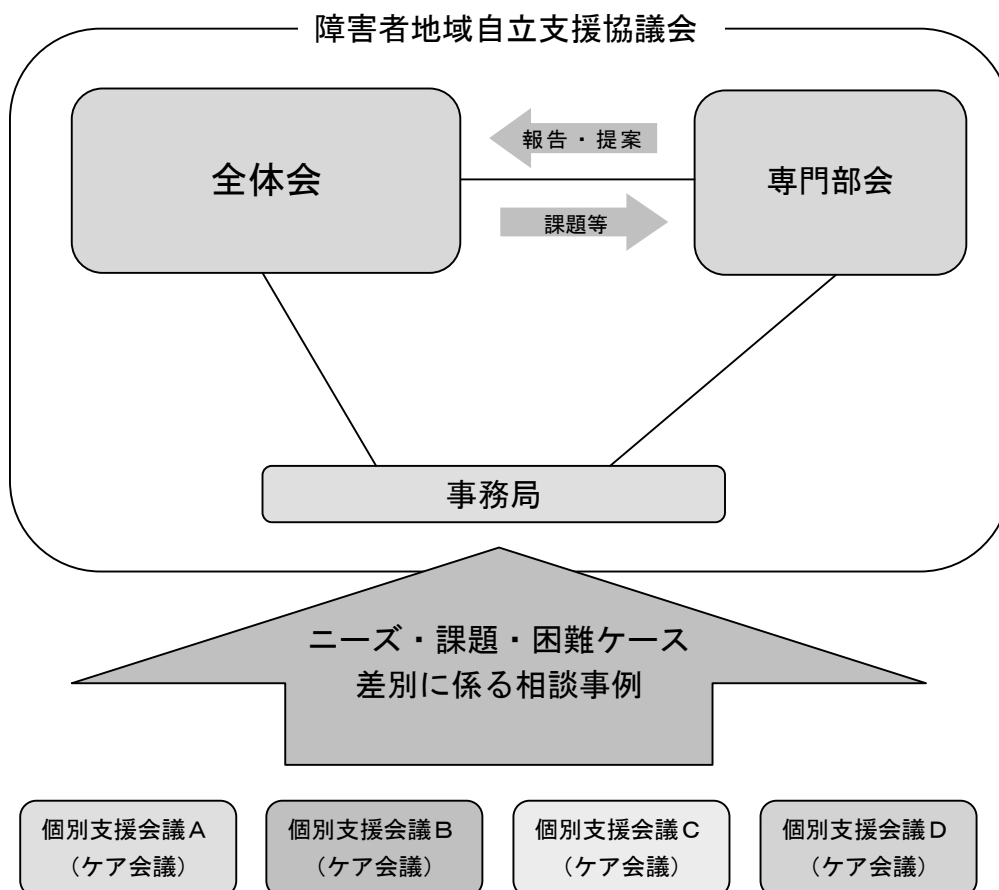
○障害者地域自立支援協議会の充実

障害者地域自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場です。

本市では、平成21年度末に当協議会を設置し、全体会のほか事務局会議、専門部会を定期的で開催して、支援体制の整備や障がいを理由とする差別の解消に努めています。

引き続き障がい者等の地域生活を支援するために、自立支援協議会の活動を推進し、分野を超えたケアマネジメント体制の充実を図ります。

■図表 23 越谷市障害者地域自立支援協議会の組織図



資料:障害福祉課

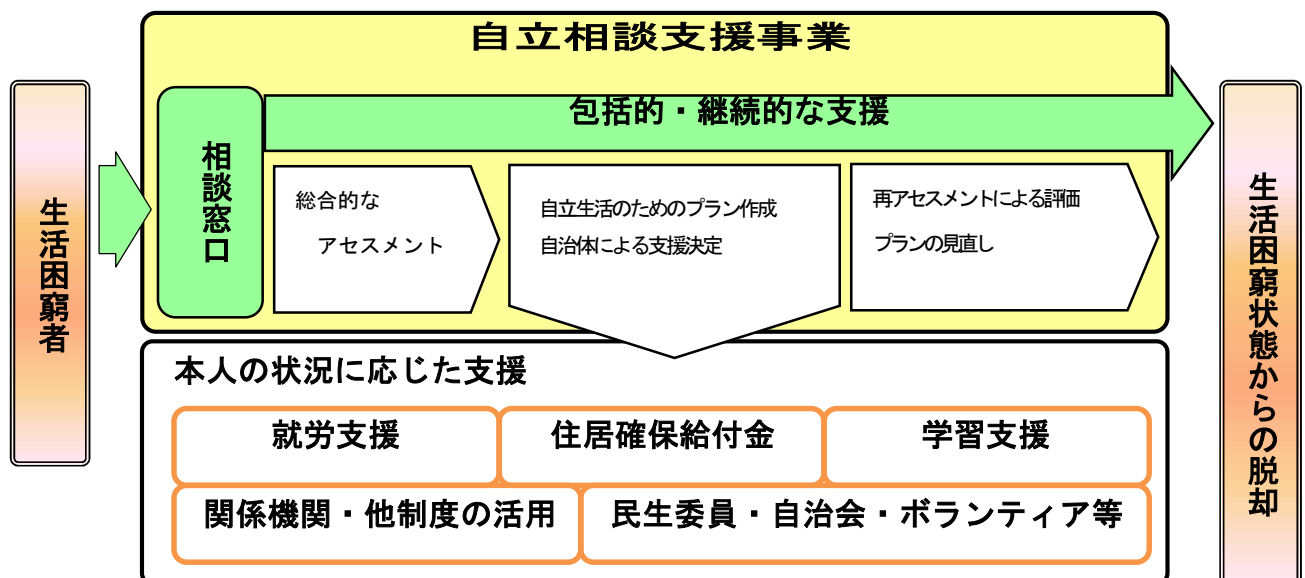
○生活困窮者自立支援制度の充実

生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、第2のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要であるとして成立したものです。さらにこの制度では、生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、包括的な支援を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていくことを目標としています。

制度に基づく事業には、福祉事務所設置自治体が必ず行うべき必須事業と、各自治体の状況に応じて取り組むことが可能な任意事業があります。本市では、平成26年度のモデル事業開始より必須事業の自立相談支援事業を実施しており、平成27年4月以降は法施行に伴い自立相談支援事業と併せて、必須事業の住居確保給付金の支給、任意事業の子ども学習支援事業を実施しております。さらに、平成29年度からは任意事業の家計相談支援事業を実施することとしました。

引き続き、関係機関との連携を強化し、生活困窮者の早期発見に努めるとともに、生活困窮者が抱える多様な問題に対応すべく包括的・継続的な支援を行い、経済的な自立だけでなく社会的にも自立した生活が行えるよう、支援の充実を図ります。

■図表 4 生活困窮者自立支援制度の概要



資料:生活福祉課

○地域共生社会の実現

現在、国では、「地域共生社会の実現」に向けた検討が進められています。本市における地域共生社会実現に向けた取り組みについては、新たに示される地域福祉計画のガイドラインを踏まえ、十分な検討を行っていきます。

【国の動向】

<p>平成 27 年 9 月「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表</p> <p>これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの概念を、高齢者に限らない仕組みとして深めていく方向性が示された。</p>
<p>平成 28 年 6 月 2 日「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定</p> <p>地域共生社会を実現するためには、福祉分野のみならず、あらゆる分野において共通認識のもと取り組んでいくことが不可欠となる。そこで、厚生労働省の方針から政府全体の方針とするため、同プランに位置づけがされた。</p>
<p>平成 28 年 7 月 15 日『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』設置</p> <p>厚生労働大臣を本部長とし、実現本部の下には3つのワーキンググループが設置され、地域共生社会の実現に向けた検討が始まった。</p>
<p>平成 28 年 10 月「地域力強化検討会」設置</p> <p>実現本部の検討に資するため、有識者や福祉関連の現場で先駆的な取り組みを実践している方々から構成される地域力強化検討会が設置された。</p>
<p>平成 28 年 12 月「地域力強化検討会中間取りまとめ」公表</p> <p>市町村における包括的な支援体制の構築に向けた提言が取りまとめられた。</p>
<p>平成 29 年 2 月 7 日『「地域共生社会」の実現に向けた当面の改革工程』公表</p> <p>地域共生社会を実現するための「改革の骨格」として、次の4点が示された。</p> <p>①地域課題の解決力の強化 ②地域丸ごとのつながりの強化 ③地域を基盤とする包括的支援の強化 ④専門人材の機能強化・最大活用</p>
<p>平成 29 年 6 月 2 日「社会福祉法の一部改正」公布</p> <p>社会福祉法が一部改正された。主な改正内容は、次の3点。</p> <p>①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ②地域福祉推進の理念実現のため、市が3つの包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ③地域福祉計画の充実</p>
<p>平成 29 年 9 月「地域力強化検討会最終取りまとめ」公表</p> <p>地域共生社会の実現に向け、次の3つの事項等についての提言が取りまとめられた。</p> <p>①市町村における包括的な支援体制の構築 ②地域福祉（支援）計画 ③自治体・国の役割</p>
<p>平成 29 年秋頃「地域福祉計画ガイドライン」の見直し</p> <p>地域力強化検討会において、中間取りまとめで示した「我が事・丸ごと」の体制の具体的展開及び地域福祉計画ガイドラインの見直しに向けた検討が、平成 29 年秋頃を目途に進められる。</p>